

近代古墳保存行政の展開

尾 谷 雅比古

キーワード：史蹟名勝天然記念物保存法，古墳の盗掘，臨時陵墓調査委員会，古墳の軍事利用，古墳の濫掘

はじめに

内務省の事務分掌として行われていた史蹟行政による古墳保存は、1919年の史蹟名勝天然記念物保存法¹⁾の制定によって、法律という立法措置を得て指定という行政処分による方法がとられるようになり、一つの法体系のもとに行政制度として確立した。

これにより、古墳保存行政は宮内省による陵墓行政と内務省による史蹟行政との2面行政が行われるようになった。

しかし、一方で太政官達第59号²⁾や宮内省達乙第3号³⁾が終始、基本法令として位置づけられていることからみても、実態は決して2面行政ではなく未治定陵墓候補としての古墳を保存するという陵墓行政を上位とする一連のものであった。

この古墳保存行政について、拙稿「制度としての近代古墳保存行政の成立」(尾谷2008)で、その制度の成立過程を形成期、確立期、成立期の3期に画して論じた。しかし、時期区分について歴史的変遷が捉えにくいとの批判を受け、「淡輪古墳群に対する保存施策－近代古墳保存行政の成立過程－」(尾谷2009)において形成期をⅠ期、確立期をⅡ期、成立期をⅢ期として下記のとおり

うに整理し論じた。

I 期（1868 年～1894 年）明治新政府による新たな行政組織が始動した時から最初の対外戦争である日清戦争までである。この時期は古墳保存行政の形成期であった。古墳保存行政は陵墓行政における陵墓治定特に天皇陵の治定を最優先にして進められた。それは、伊藤博文の意見にみられるように、条約改正における対外的な国家威信の問題として、すべての天皇陵の治定を急いなのである。そして、1889 年（明治 22）の崇峻天皇陵の改定をもって天皇陵の治定は終わった。この時期までの陵墓治定においては、治定した陵墓が取消されるなど絶対的なものではなかった。しかし、1889 年以降は陵墓の改定取り消しはなく絶対的な陵墓行政が行われた。一方、陵墓以外の古墳については、太政官達第 59 号や宮内省達乙第 3 号によって陵墓が含まれていると思われる未選別古墳を保存する為の行政措置を示した。そして、宮内省による古墳出土品についての独占的収集システムも形成された。

II 期（1895 年～1904 年）日清戦後から日露戦争までである。この時期は、はじめての対外戦争勝利による資本主義の発達による開発が進み未選別古墳の破壊が進んだ。そして、日清戦争の勝利がナショナリズムを高め、帝国主義化とともに排外的な国権拡張が進められた。それに伴い、有識者の中から伝統的な「名所、旧蹟、古墳墓」は「国家の光彩」を放つものとして保存運動が展開され、政府も動き出した。つまり、陵墓行政とは異にする方向でも行政が古墳対し保存措置を講じはじめた。また、未選別古墳に対する保存措置に対しては「太政官達第 59 号」や「宮内省達乙第 3 号」の手続き励行を促す「明治 34 年内務省訓令」⁴⁾が出され、内務行政からの古墳保存行政への強化が図られはじめた。さらに遺失物法の制定とその手続きを促す「明治 32 年内務省訓令」⁵⁾による古墳出土品の宮内省独占を法的に強化させた時期でもある。

III 期（1905 年～1919 年）日露戦争後から史蹟名勝天然紀念物保存法の制定されるまでである。日露戦争の勝利は、日本の資本主義経済を進展させる一方で農村社会を疲弊させた。そのような中で国内の開発やインフラ整備はさ

近代古墳保存行政の展開

らに拍車がかかり、陵墓以外の古墳は消失の危機に向かっていった。この時期は「名所、旧蹟、古墳墓」にかわり史蹟という用語が用いられるようになり、さらに名勝、天然記念物の用語も加わり、包括的な用語として「史蹟名勝天然記念物」が使用されるようになった。陵墓以外の古墳はその史蹟を構成する要素の一つと位置付けられた。これらの保存について内務省が地方長官会議や訓令、通牒により史蹟保存行政を進めるように警察、地方庁を指導し、地方庁では史蹟調査会や補助金支出などに関する法令が制定された。また、この、日本が対外的にも東アジアに積極的に進出し、植民地統治においても、史蹟（古蹟）保存が唱えられ最初の法令が制定された。

本論では史蹟名勝天然記念物保存法の制定が古墳保存行政制度上大きな画期ととらえ、同法制定以後の史蹟指定や法令を検討しながら、1950年（昭和25）の文化財保護法制定までの近代の古墳保存行政の展開を4期に画して分析した。区分は成立過程の3期区分に引き続き連続することから、画期の区分名を統一して連続の標記とし、Ⅳ期からⅦ期を使用した。Ⅳ期は1919年（大正8）の史蹟名勝天然記念物保存法の制定から史蹟行政の担当が1922年（大正11）に内務省から文部省に移管されるまでで、積極的に史蹟指定が進められた時期である。Ⅴ期は1928年に史蹟行政が文部省に移管されてから1938年（大正8）の国家総動員法の制定までの時期。Ⅵ期は1938年（昭和13）の国家総動員法の制定から1945年（昭和20）の太平洋戦争の終結まで、そしてⅣ期は1945年（昭和20）の連合軍の進駐とGHQの占領政策開始から1950年（昭和25）の文化財保護法制定による史蹟名勝天然記念物保存法の失効までである。

I 史蹟名勝天然記念物保存法の制定にはじまる第Ⅳ期

1 史蹟名勝天然記念物保存法の制定

古墳に対し陵墓関係以外で「史蹟」という新たな国家的位置づけを法令上確定したのが、1919年（大正8）の史蹟名勝天然記念物保存法の制定である。

これは、前述したごとく、従来から陵墓行政ではとらえられなかった古墳を含め旧来から「古墳墓・旧蹟・名所」としてとらえられてきたものを「史蹟名勝天然紀念物」という概念でとらえ、立法化し行政処分がともなう方法で保存しようとしたものである。

1-1 徳川頼倫と史蹟名勝天然紀念物保存協会

史蹟名勝天然紀念物保存法が制定される以前、1911年（明治44）3月13日、時の第27回帝國議會⁶⁾に「史蹟及天然紀念物保存ニ関スル建議案」が提出された。これは、徳川頼倫⁷⁾、徳川達孝⁸⁾及び田中芳男⁹⁾、三宅秀¹⁰⁾の4名が発議者となり117名の賛同者の連署をもって提出されたものである。この発議者である徳川頼倫は、1910年（明治43）12月7日に南葵文庫¹¹⁾内で「史蹟史樹保存茶話会」第1回有志会を徳川達孝とともに主催した。この会では戸川安宅¹²⁾、坪井正五郎¹³⁾、三上参次¹⁴⁾の講演や喜田貞吉¹⁵⁾などの学者や阪田芳郎¹⁶⁾東京市長や内務官僚、貴族院議員などの政治家が50人ほど集まって議論された。建議案が可決された後、この会は翌年4月25日に「史蹟及天然紀念物保存研究会茶話会」と名称を変え125名の参加があった。茶話会は巡見などを開催しながら発展し同年6月13日には「史蹟名勝天然紀念物保存協会」¹⁷⁾の創立が決められた。そして徳川頼倫を会長に徳川達孝・阪谷芳郎を副会長に、そして戸川安宅を幹事とし同年12月10日に南葵文庫で発会式が行われた¹⁸⁾。この会は雑誌『史蹟名勝天然紀念物』を発刊し史蹟名



図1 雑誌『史蹟名勝天然紀念物』
1914年（大正3）9月20日

近代古墳保存行政の展開

勝天然記念物の講演会や報告書の刊行など普及啓発を進めた。また、会の主要構成メンバーや支援者、賛同者が時の政治家、中央官僚、学者などが占めたことから史蹟名勝天然記念物保存法の制定とその後の同法による行政に大きな影響力をもった。

同会の雑誌『史蹟名勝天然記念物』は1923年（大正12）に一旦廃刊となった。そして1925年（大正14）5月19日の徳川頼倫死去により、事務所が南葵文庫から内務省地理課内に移された。この時点で会則が改正され、時の内務大臣が会長就任することと定められ、副会長は内務次官、幹事は地理課長が就任することが恒例となった。さらに、1926年（昭和1）にはあらためて機関雑誌として月刊『史蹟名勝天然記念物』が発行された。また、同年6月から国庫より奨励金の名目で毎年4500円の補助金が支出された。また、各道府県に支部がおかれたが、ほとんどの事務所が道府県庁内に置かれた。この後、文部省に史蹟行政が移管され、会長は文部大臣、副会長には文部次官、幹事は保存課長が就任している¹⁹⁾。このことは、同会が徳川頼倫死去後、政府の外郭団体化したことを示している。また、この会は戦後、1955年（昭和30）頃まで形骸化して残されていたようである²⁰⁾。

1-2 法の制定

同法は、1919年（大正8）3月8日に史蹟名勝天然記念物保存協会会長であった徳川頼倫他6名の発議者及び69名の賛成者をもって第41回帝国議会貴族院に法案として提出されたものである。この法案の趣旨については、同年3月10日の第1回読会で、発議者の一人である水野錬太郎により提案理由の説明がされている。

是等ノ史蹟、紀念物ハ、国ノ歴史ヲ思イ、国家ノ精華ヲ発揚スルニ於テ最モ有力ニシテ且ツ必用ナルモノデアルト云ウコトハ申スマデモナイコトデアリマス、故ニスル史蹟、紀念物等ヲ永遠ニ保存スルト云ウコトハ、国家思想ヲ発揚シ国民性ヲ涵養スルコトニ於イテ、最モ力アルモノ

この説明からすれば、「史蹟、記念物」は国威を揚げるにおいて必要なものであり国民に対する国家思想の教化にもっとも有効なものであることから、これらを保存するために史蹟名勝天然記念物保存法を制定するということである。

法案は、提案理由説明の後、特別委員会に付託され同月 11 日に若干の修正を経て委員会議決し、同月 13 日に本会議で議決された。その後衆議に回付され同月 15 日に委員会に付託され、同月 20 日に委員会で原案通り可決し、翌日 21 日の本会議で可決された。

そして法律第 44 号として同年 4 月 10 日制定、同年 6 月 1 日に施行された。主管は内務省で、同年 12 月 24 日に分課規程が改正され大臣官房地理課の主管事項となった。

この法施行にあわせて同年 12 月 29 日には史蹟名勝天然記念物保存法施行令²¹⁾、史蹟名勝天然記念物保存法施行規則²²⁾が制定された。また、施行前の同年 5 月 30 日に史蹟名勝天然記念物調査会官制²³⁾を制定し内務大臣の諮問機関として史蹟名勝天然記念物調査会を設置した。

2 保存要目と古墳

この法の制定後、現在の文化財保護法による指定基準にあたる史蹟名勝天然記念物保存要目²⁴⁾（以下 保存要目と略す。）が定められた。これは、指定し保存する種類を示しており史蹟については次のように分類された。

史蹟ニシテ保存スヘシト認ムヘキモノ左ノ如シ

- 一 都城趾、都趾、行宮趾其ノ他皇室ニ關係深キ史蹟
- 二 社寺ノ趾跡及祭祀信仰ニ関スル史蹟ニシテ重要ナルモノ
- 三 古墳及著名ナル人物ノ墓竝碑
- 四 古城趾、城砦、防壘、古戰場、國郡廳趾其ノ他政治軍事ニ關係深キ史蹟

近代古墳保存行政の展開

- 五 政廟，國學，郷學，藩學，文庫又ハ是等ノ趾其ノ他教育，學藝ニ關係深キ史蹟
- 六 藥園趾，悲田院趾其ノ他社會事業ニ關係アル史蹟
- 七 古關趾，一里塚，窯趾，市場趾其ノ他産業交通土木等ニ關スル史蹟
- 八 由緒アル舊宅，苑池，井泉，樹石ノ類
- 九 貝塚，遺物包含地，神籠石其ノ他人類學考古學上ニ重要ナル遺蹟
- 十 外國及外國人ニ關係アル重要ナル史蹟
- 十一重要ナル傳説地

古墳は、この史蹟を構成する 11 の項目の第三番目「三 古墳及著名ナル人物ノ墓竝碑」に分類されている。その理由²⁵⁾の一つは、万世一系の天皇を戴く国民道徳としての祖先崇拜上から墳墓を守ることであり、陵墓以外の古墳を史蹟として保存しようとするものである。始祖として神武天皇を祀り、神武天皇陵はじめ歴代天皇陵を治定し祭祀を進めてきた天皇制国家にとって、始祖をはじめとする歴代天皇を祀ることは最も重要視しなければならないことであった。そして、国民に墳墓を守り祖先祭祀を最重要視させることにより、体制を維持させるための精神的システムを組み上げた。二つ目は、古墳を歴史上天皇と密接に係る人物や記紀に記された人物の墓に比定し、古代天皇家の勢力を示す記念物として保存するというものである。そして、三つ目は、古墳が歴史研究上、多くの貴重な資料を包蔵するものとして考古学上の対象として保存しようとするものである。さらに、この三つ目の理由から考古学上の対象として保存要目の第九番目「九 貝塚，遺物包含地，神籠石其ノ他人類學考古學上ニ重要ナル遺蹟」にも分類されている。

つまり、古墳を史蹟として指定する場合は保存要目三か九に該当するものとして指定した。もちろんこの場合は、陵墓でないと行政判断された非陵墓古墳しか指定できないはずであるが、現実的には非陵墓古墳と認定された古墳は、古墳総数から言ってもわずかであることから、行政判断されていない

未選別古墳も対象となる。この結果、大塚古墳（河内大塚山古墳²⁶⁾のように史蹟指定されてから陵墓参考地に選定される古墳もあらわれた。

3 最初の史蹟指定

史蹟名勝天然記念物保存法が制定された後、最初の第1条第1項に基づく内務大臣による指定は天然記念物であった。1920年（大正9）7月17日に内務省告示第57号として岐阜県坂本村花ノ木自生地など8件が指定された。

史蹟に関しては1921年（大正10）3月3日の第2回の指定が最初である。この時、内務省告示第38号として天然記念物以外に史蹟が47件指定された。このうち古墳は保存要目「三」に該当²⁷⁾するものとして大型の前方後円墳の8件、保存要目「三、九」に該当するものとしては九州の装飾古墳の7件であった。

これらの指定古墳を詳細にみても、まず、保存要目「三」に該当する古墳はすべて前方後円墳である。さらに規模をみれば全長350mの岡山県造山古墳や全長335mの大阪府河内大塚山古墳、全長286mの作山古墳、全長238mの奈良県宮山（室大墓）古墳、全長194mの兵庫県五色塚古墳、全長186mの茨城県舟塚古墳、全長143mの兵庫県壇場山古墳、全長約122mの滋賀県茶臼山古墳、全長約118mの三重県御墓山古墳が指定されている。すべて全長100m以上を超える巨大古墳である。特に造山古墳や大塚山古墳は全長300mを超える古墳である。

そして、舟塚山古墳は茨城県最大、御墓山古墳は三重県最大、五色塚古墳は兵庫県最大というように県下最大の前方後円墳が指定されている。さらに宮山古墳は「高貴な人の墓」と記載され、武内宿祢の墓の伝があるとされている。壇場山古墳も県下第2位であり、神功皇后と関係する伝承をもつものである。また、茶臼山古墳は、弘文天皇陵の治定において候補地となった古墳である。

このように、第1回の史蹟指定された保存要目「三」に該当する古墳をみると、陵墓治定されていない大阪や奈良県内の巨大古墳、古代陵墓が治

近代古墳保存行政の展開

定されていない地域の最大規模の古墳、記紀に表れる英雄や古代天皇家に関わる人たちの伝承をもつ巨大古墳が指定されている。この指定には、歴史的な指定根拠は見いだせず、前方後円墳という墳形とその規模が最大の理由のように思われる。畿内で陵墓治定の可能性を残す古墳、陵墓と遜色のない規模と形態を残す古代陵墓集中地域外の古墳が指定されている。

4 古墳の発掘、新規発見の行政手続き

史蹟名勝天然記念物保存法が制定され、従来の古墳の発掘や発見に対する手続きが「太政官達第59号」や「宮内省達乙第3号」、「明治34年内務省訓令」によるだけでなく、新たに発掘に関しては史蹟名勝天然記念物保存法施行令²⁸⁾、新規発見に関しては史蹟名勝天然記念物保存法施行規則²⁹⁾の中で手続きが規定された。

史蹟名勝天然記念物保存法施行令は、第3条第1項で「史蹟名勝天然記念物保存法第二条ノ規定ニ依リ古墳ヲ発掘スル場合ニ於テハ当該吏員ハ地方長官ヲ經由シ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ」とし、吏員による指定のための職権による事前調査、所有者による現状変更、行政庁による指定のための事前事後調査に関しては、宮内大臣及び内務大臣の認可制³⁰⁾を必要としている。やはり、古墳行政は陵墓行政を抜きに進めることはできず、史蹟行政における古墳指定についても宮内省との2面行政は避けて通ることはできなかったようである。

また、史蹟名勝天然記念物保存法施行規則では第4条で新規発見について以下のように規定された。

土地ノ所有者、管理者又ハ占有者古墳又ハ旧蹟ト認ムベキモノヲ発見シタルトキハ其ノ現状ヲ変更スルコトナク発掘ノ日ヨリ十日以内ニ左ノ事項ヲ具シテ地方長官ニ申告スベシ

- 一 発見ノ年月日
- 二 所在地

三 現状

従前の「達」や「訓令」に比べて、行政手続き期間などの内容が明確に示されている。

このような史蹟名勝天然記念物保存法の制定は、古墳の新たな保存顕彰の国家的位置づけを示したが、古墳行政における行政手続きについては、さらに煩雑なものとなった。つまり、古墳の新規発見にしても、法的には「太政官達第59号」や「宮内省達乙第3号」、「明治34年内務省訓令」に示された手続きと史蹟名勝天然記念物保存法施行規則の手続きが必要となったのである。これに、出土遺物が伴う発掘が生じれば、さらに遺失物法第13条或いは「明治32年内務省訓令」による手続きが伴うことになる。先の1917年（大正6）2月の内務省警保局長の通牒においても「既訓令並通牒ノ趣旨ニ依リ夫々手続ヲ為サシムル様特ニ御配慮相煩度」としている。

古墳行政は複数の法令の存在によって進められていったが、手続きの煩雑さを招き、その煩雑さからますます手続きを経ない発掘や出土遺物の消失に拍車をかけたとも考えられる。そして、直接法令内容を執行する地方庁の事務量を増加させ、宮内省や内務省に関する手続きが優先される状態を生み出していたのではないだろうか。

Ⅱ 文部省による史蹟行政がスタートした第Ⅴ期

1 文部省への史蹟行政の事務移管

1-1 概要

史蹟行政は、その主担が内務省であり、すでに1874年（明治7）の内務省職制及事務章程第³¹17条に「古蹟ヲ保存スル事」が事務分掌として規定されている。その後1886年（明治19）2月³²の内務官制第35条に地理局地籍課の事務分掌として「旧蹟名所公園地等ニ関スル事項」があげられている。その後地理局が縮小後廃止³³され、再び1913年（大正2）8月11日に分課規程が

近代古墳保存行政の展開

改正され大臣官房地理課の事務分掌として「名勝、旧蹟及古墳墓ニ関スル事項」が示されている。従来の名勝、旧蹟に加えて古墳墓が新たに加わったのである。そして史蹟名勝天然記念物保存法が制定された6ヶ月後の1919年（大正8）12月24日に分課規程が改正され大臣官房地理課の主管事項として「名勝旧蹟及古墳墓」ヲ「史蹟名勝天然記念物」ニ改ム」とされた。ここにおいて新たに正式に史蹟名勝天然紀（記）念物という用語で行政が行われることになった。

このように、警察、地方行政を掌握していた内務省によって進められていた史蹟行政は、ある一面、強力な行政指導の形で保存を進めることができたとも言える。

ところが、1928年（昭和3）11月5日勅令第265号により文部省官制が改正され、「史蹟名勝天然記念物保存ニ関スル事項」が加わり史蹟行政の担当が内務省から文部省へ移管された。この時の移管主旨³⁴⁾として文部省官制第1条に「文部大臣ハ教育、学芸及宗教ニ関スル事務ヲ管理ス」とあることから、「保存ニ関スル事項」カ「学芸ニ関スル事項」中ニ包容セラル」という解釈からである。この移管については前年の行政制度審議会³⁵⁾会長の報告に基づき内閣書記官長から法制局長に陸運の移管とともに「史蹟名勝天然記念物保存ニ関スル事務ノ所管ヲ内務省ヨリ文部省ニ移スコト」という通牒³⁶⁾によるものである。文部省では古社寺保存行政を担当していた宗教局古社寺保存課が保存課に変更され、あわせて史蹟行政も担当しいわゆる文化財行政が文部行政として一本化された。

1-2 法令の改正

1-2-1 文部省官制の改正

移管は法令の改正が伴った。ただ、この移管に伴う史蹟名勝天然記念物保存法第1条及び第4条、第5条の内務大臣の権限規定を文部大臣へ改正することは行われなかった。行われたのは前述の文部省官制の改正であった。

事務移管において、その根拠となる法律の法文において主務大臣が明確に

規定されていれば変更するのが通常と思われる。これについて文部省官制改正案³⁷⁾の資料中に以下の説明が入っている。

- 一、史蹟名勝天然紀念物法中内務大臣ノ権限ヲ定メタル規程存スレドモ、右ハ当該権限ヲ絶対ニ内務大臣ニ保留セント為スノ趣旨ニハ非ズ（法律制定当時ノ政府委員ノ説明参照）官制ノ改正ニ依リ史蹟名勝天然紀念物ニ関スル事務ヲ文部大臣ノ所管ト為スニ於テハ同法ノ内務大臣ノ権限ハ当然文部大臣ノ権限ト為ルモノト解ス。後略・・・。

つまり、史蹟名勝天然記念物の保存の主管は内務大臣と定めていない。史蹟名勝天然記念物が地理に関する事項であり、地理に属する事項は内務省官制第1条で内務大臣に権限があることから、史蹟名勝天然記念物保存法において内務大臣となっているだけである。このことから、法文上の「内務大臣」は「主務大臣」と同様であるとの理由である。結果、法文上、「内務大臣」を残しても官制を改正することにより文部大臣への権限移管は差支えないということである。この先例は古社寺保存に関する事務が文部省に移管されたときにおいても、内務省宗教局における古社寺保存に関する事務が1913年（大正2）³⁸⁾に宗教局が文部省に移管された時点で古社寺保存に関する事務も文部省に移管された。この時も古社寺保存法³⁹⁾における「内務大臣」の権限規定は改正されていなく官制の改正だけで行われている。

1-2-2 関係法令の改正

しかし、史蹟名勝天然記念物保存法の改正はされなかったが、実際の法の運用面を考えれば、関連法令は改正しなければならなくなる。このため、文部省への移管が閣議決定をへて1928年（昭和3）10月20日付で「史蹟名勝天然記念物保存施行令中改正」が起案され、史蹟名勝天然記念物保存法施行令⁴⁰⁾及び史蹟名勝天然記念物保存法施行規則⁴¹⁾の改正が行われた。

史蹟名勝天然記念物保存法施行令における改正⁴²⁾は、第3条から第6条にお

近代古墳保存行政の展開

ける「内務大臣」を文部大臣に改めるものであった。これは、主務大臣が許認可権および行政命令を発する行政行為を規定している部分である。

また史蹟名勝天然記念物保存法施行規則の改正⁴³⁾は第1条中の「内務大臣」を「文部大臣」に改め、第5条中では「内務省」を「文部省」に改めた。

これによって、史蹟名勝天然記念物保存法の「内務大臣」規定をそのままにして、史蹟行政が実際に文部省で行政行為を行うことができるようになった。

さらに、移管後の同年12月7日付発宗81号で文部省は以下の「史蹟名勝天然記念物保存事務ニ関シ地方庁通牒」を発した。

史蹟名勝天然記念物保存ニ関スル事務ハ本月一日ヨリ文部省へ移管相成
リ保存処理ニ際シ従前内務省ヨリノ通牒等ハ今後ニ於イテモ其ノ効力ヲ
有スルハ勿論ノ議ニ有之候間為念此段及通牒候也

文部次官

府県長官宛

これにより、従来、内務省から各地方長官宛通牒の内容、効力が文部省に引き継がれたことが周知された。

1-3 行政整理と古墳保存行政

史蹟行政が文部省に事務移管される前年、1927年（昭和2）12月21日付で行政制度審議会から許認可事項の整理に関する報告書第6号『各官庁許認可事項ノ整理ニ関スル報告書』が内閣総理大臣に対して提出された。これを受けて内閣書記官長名により同年同月24日付内閣閣甲第249号で各省次官・法制局長官・内閣拓殖局長・各殖民地長官宛に「・・前略 貴庁関係事項ノ整理方可然取計相成度候」と通牒が発せられた。この中で内務省に係する項目の一つに以下のように「第六 史蹟名勝天然記念物保存ニ関スル件」があった。

- 一、史蹟名勝天然紀念物ノ現状変更又ハ保存ニ影響ヲ及ホスヘキ行為ノ許可若クハ承認ノ件
- 二、史蹟名勝天然紀念物ニ付観覧料徴収ニ関スル許可ノ件
- 三、史蹟名勝天然紀念物調査ニ関シ古墳発掘ニ関スル認可ノ件
- 四、指定古墳発掘ノ許可又ハ承認ニ関スル認可ノ件

この報告での行政制度審議会の許認可についての意見は、一に関しては必要、二は不要、三と四は宮内大臣の認可を止め内務大臣よりの協議とするよう付されている。この中で重要事項の変更が古墳に関するものであった。

しかし、内務省ではこの問題に対しての処理は行われなかった。それは前述したようにすでに前月に行政制度審議会の報告に基づく閣議決定により史蹟名勝天然紀念物の文部省への事務移管が決定されていたからである。

結局、文部省に移管後、1931年（昭和6）9月14日付勅令240号により以下のように史蹟名勝天然紀念物保存法施行令の改正によって整理された。

勅令二百四十号

史蹟名勝天然紀念物保存法施行令中左ノ通り改正ス

第三条第一項及第二項中「宮内大臣及文部大臣ノ認可」ヲ「文部大臣ノ認可」ニ改メ同条ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ規定ニ依リ文部大臣認可ヲ為ス場合ニ於テハ予メ宮内大臣ニ協議スエシ

第七条中「地方長官ニ許可ヲ受ケ」ヲ削ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

改正の項目は、前記の二の観覧料についての史蹟名勝天然紀念物施行令第7条と三及び四の宮内大臣の認可について定められている第3条関係であった。

近代古墳保存行政の展開

第7条については問題なく改正された。しかし、第3条関係は古墳発掘に関することであり、宮内省との協議が必要であった。このため、文部省は前年の11月12日付発宗144号で「許可認可事項整理ニ関スル件」で宮内省に協議を行ない1931年（昭和6）6月24日付宮発第325号で、第3条に宮内大臣への協議を加えることに同意している。

改正では以下の第3条中の「宮内大臣及文部大臣ノ認可」を「文部大臣ノ認可」とするものである。つまり法文中では古墳についての宮内省の認可権限を削除したもので行政上の影響力が弱まった感がある。しかし、かわりに第3条に別項が付帯され、文部大臣が認可する前に宮内大臣に協議しなければならないようになった。結局は、認可の受付窓口が一つになっただけで、行政処分の権限は従来の宮内省の古墳保存行政が優位のままであった。

2 新たな文化財法令の制定

文化財に関する最初の法律制定は1897年（明治30）に制定された「古社寺保存法⁴⁴⁾」にはじまるが、1929年（昭和4）になって古社寺保存法が対象としていた社寺所有建造物・宝物類のものから、保存対象を国・公有、個人・法人所有のものにまで拡大した「国宝保存法⁴⁵⁾」を制定した。

さらに日本経済の悪化による円為替安などにより古美術品の海外流出が増加した。この防止対策として1933年（昭和8）に「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」が制定された。この法律は重要な美術品（国宝と同等又は準ずる価値のあるもの）を登録し、輸出・移出を制限するものであった。これにより、文化財保護法が成立するまでの近代における文化財関係法令、現在旧法と呼ばれている3法（「史蹟名勝天然記念物保存法」「国宝保存法」「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」）が出そろったことになる。

また、植民地においても、文化財関係法令が整備された。朝鮮では、すでに1916年（大正5）7月に朝鮮総督府が「古蹟及遺物保存規則⁴⁶⁾」を制定しているが、1933年（昭和8）総督府は制令により「朝鮮総督府寶物古蹟名勝天然記念物保存令⁴⁷⁾」を制定している。この制令は、古蹟（史蹟）名勝天然記念

物だけを対象としないで、宝物（建造物、典籍、絵画、彫刻、工芸品等）も対象とした総合的なものである。

台湾においては、独自の「律令」による法令はつくられず、1930年（昭和5）に国内法である「史蹟名勝天然紀念物保存法」を台湾に施行する勅令⁴⁸⁾が出された。また、樺太においても1931年（昭和6）年1月18日に樺太庁が樺太庁令第3号「史蹟名勝天然紀念物保存規程」を制定している。

植民地ではないが傀儡国家であった満洲国では1933年（大同2）に全文17条の「古蹟保存法」⁴⁹⁾を制定している。また、満洲に隣接するか関東州においては1916年（大正5）12月に関東都督府が「古蹟保存規則」⁵⁰⁾を制定し13ヶ所の指定⁵¹⁾を行っている。

このように、この時期に植民地を含め所謂文化財に関する法規が整えられ、国内では主管省庁が文部省に統一される。

3 史蹟と国民教化

3-1 教化総動員運動

1930年代になって、史蹟が、もともとの史蹟指定の国家的意図である国民教化の教育資源としてより積極的に国民教育の道具として利用されはじめた。その背景は、1929年（昭和4）9月にはじまった文部省を主務として「国体觀念明徴化・国民精神作興」「生活改善・国力培養」を目的とした教化総動員運動による国民に対する教化活動を進めたからである。その実践要目には宮城遙拝とともに敬神崇祖があげられている。そして1931年（昭和6）9月の満洲事変以降の社会情勢で思想対策も含めさらに拡大強化する必要が生じてきたことによる。そして1937年（昭和12）7月7日の蘆溝橋事件により日中戦争がはじまると、戦争協力のために挙国一致、尽忠報国、堅忍持久をスローガンとして同年9月第1次近衛内閣により国民精神総動員運動⁵²⁾が展開された。運動目標として「日本精神ノ昂揚」「民風ノ振作更強」などが掲げられた。特に「日本精神ノ昂揚」では、たとえば大阪府⁵³⁾における国民精神総動員運動大阪府実施要項及び実践事項案をみれば実践例として「国体ノ明徴ト教学ノ刷

近代古墳保存行政の展開

新（イ）事務並ニ作業開始前毎朝神宮皇居ノ遙拝（ロ）神社皇陵参拝（ハ）戸毎ノ神仏礼拝（ニ）祝祭日国旗掲揚勵行（ホ）神社境内ノ清掃（ヘ）墓地ノ清掃（ト）先賢遺文ノ講述（チ）忠臣孝子烈婦ノ顕彰」が挙げられている。このことをみれば、神社皇陵参拝にみる祖先崇拜、忠臣孝子烈婦の顕彰にみられる史蹟顕彰が読みとれる。

3-2 聖蹟調査と史蹟名勝天然記念物調査会

これらの運動と連動するかのようになり、まず1933年（昭和8）4月11日に明治天皇聖蹟の指定が開始されるにあたり、調査審議を速やかに行うことも含め史蹟名勝天然記念物調査委員会⁵⁴⁾が設置された。それ以前に史蹟名勝天然記念物保存法が制定された1919年（大正8）5月30日に文部省官制により史蹟名勝天然記念物調査会⁵⁵⁾が設置されたが、1924年（大正13）11月25日に行政整理で廃止されていた。これを文部省訓令で再設置したものである。また、文部省の職制が改正⁵⁶⁾され、明治天皇聖蹟の史蹟指定を専門とする職員が1名増員され、指定作業が本格的に開始された。この明治天皇聖蹟に関しては、史蹟名勝天然記念物保存法の制定運動の段階から唱えられていたものである。

1934年（昭和9）3月13日が後醍醐天皇の建武中興から600年に当たるとして東京を中心として各地で「建武中興六百年祭」が開催された。それとともに、文部省により全国17カ所の寺社、城跡等が建武中興関係史蹟として同日付で指定された。



図2 神武東遷二千六百年記念祭記念碑

さらに同年10月5日には宮崎神宮で神武天皇御東遷二千六百年祭が行われた。また翌日には関連して西都原古墳群の陵墓参考地である男狭穂塚・女狭穂塚古墳の前で古墳祭⁵⁷⁾が行われた。この古墳祭は、前日の宮崎神宮の大祭に出席していた神武天皇東遷二千六百年祭全国協賛会総裁秩父宮雍仁親王⁵⁸⁾はじめ政府関係者、黒板勝美などの研究者、県、軍関係者約300人を集めて行われた。このように、「皇祖発祥の地」としての日向国で式典が盛大に行われたのである。翌年10月1日は内閣によって「紀元二千六百年祝典準備委員会」⁵⁹⁾が設立された。このようにして、1940年(昭和15)11月10日の神武天皇橿原宮即位を祝う宮城前広場での「紀元二千六百年記念式典」⁶⁰⁾をピークとする始祖顕彰がはじまったのである。

そして1936年(昭和11)には文部省訓令で設置された史蹟名勝天然紀念物調査委員会が「小規模ナル調査機関」ということで同年11月11日に史蹟名勝天然紀念物調査会官制⁶¹⁾を制定し、勅令により史蹟名勝天然紀念物調査会として格上げした。その理由は「最近聖蹟関係ノ指定ニ著スルニ及ビソノ内容ノ重大性ニ鑑ミテ特ニ慎重ナル審議ト関係諸官庁ノ緊密ナル連絡ヲ以テ過誤ナキヲ期スル必要性ヲ生ジタル」であった。明治天皇聖蹟史蹟に対する文部省、国家の意気込みが読みとれる。

4 宮内省の通牒

4-1 古墳の盗掘と新規発見

4-1-1 持田古墳群の盗掘

「皇祖発祥の地」の宮崎県において、同県児湯郡上江村(現高鍋町)に所在する持田古墳群が1929年(昭和4)10月ころから盗掘⁶²⁾を受け、出土遺物が京阪神に売買または隠匿されたもので、1931年(昭和6)1月に容疑者23名⁶³⁾が逮捕起訴された。同年11月に第1回公判、翌年1月16日⁶⁴⁾には実地検証を経て第2回公判が行われ、県史蹟関係職員らも証人として出廷したことが新聞記事⁶⁵⁾に掲載されている。そして2月9日⁶⁶⁾に判決が下され、この時23名全員有罪⁶⁷⁾がとなった。

近代古墳保存行政の展開

この事件を契機に盗掘遺物の追跡調査と現地調査の報告書が、梅原末治の執筆により宮崎県から出版⁶⁸⁾されている。梅原は、司法関係から要請され、この事件での出土品の鑑定と現地での検証を行っていた。その報告書の序記に「昭和4年頃より考古の学に興味を持つ高橋正之等土地の人々が遺物を得る為に、自己の所有する古塚を次々に掘開して為に同5年の終わりには、悉く古墳の内部が破壊されたのは史蹟保存の見地より見て、まこと痛恨事と云他はない」と記されている。さらに「而もこの古墳の盗掘はそれ等の人々に依って西北方に離れた西ヶ別府古墳群に及ぶに至って、司直の手で大がかりな一斉検挙となって」と記されている。この西ヶ別府古墳群とは川南古墳群⁶⁹⁾と思われる。

この事件は「大審院でもまだ判例をみない」事件として注目され、盗掘した土地の所有者達は刑法の適用を受け、墳墓発掘罪⁷⁰⁾と墓内蔵置物領得罪⁷¹⁾として起訴有罪判決を受けている。

この盗掘が、刑事事件として新聞紙上を賑わした背景には、大がかりな出土品売買が行われたこともあるが、この事件が皇祖発祥の地として明治時代より古墳の保存を進めていた宮崎県で起こった事件であったことも大きな要因と思われる。明治時代には古墳古物取締規則⁷²⁾を全国に先駆けて制定し、明治から大正のはじめには、有吉忠一知事によって西都原古墳群の発掘が実施され、古墳の保存顕彰に力が注がれたところであった。宮崎県でおこったこの古墳盗掘事件は、この地域の古墳発掘を1917年（大正6）に禁止⁷³⁾してい



図3 持田古墳群分布図

日付	文書番号等	発信者等	受信者(宛先)等	表題(内容)
昭和6年12月9日	宮崎県告示1号	史蹟仮指定		西都原古墳群(215基 児湯郡妻町)
昭和6年1月24日	社兵第6号	警察部長・学務部長	各警察署長・各市町村長	古墳取締ニ関スル件通牒
昭和6年1月27日	宮崎地方裁判所検事局	起訴		
昭和6年2月3日	社兵第18号	学務部長	各市町村長	古墳調査ニ関スル件照会
昭和6年2月3日	社兵第19号	警察部長・学務部長	各警察署長	古墳調査ニ関スル件
昭和6年2月4日	電報	知事	文部大臣	史蹟仮指定伺(電報)案
昭和6年2月6日	保発第47号	宮崎県警察部長	各県下警察署長	古墳取締ニ関スル件指揮
昭和6年2月14日	社兵第30号	部長	24市町村長	古墳ノ保存保護ニ関スル件依命通牒
昭和6年2月23日	社兵第36号	知事	文部大臣	新田原史蹟仮指定
昭和6年3月18日				古墳調査及保存顕彰ノ方法協議事項
昭和6年3月19日	宮崎県告示1号	史蹟仮指定		本庄古墳群(33基 東諸郡本庄町)
昭和6年3月19日	宮崎県告示2号	史蹟仮指定		川南古墳群(65基 児湯郡川南村)
昭和6年4月7日	宮崎県告示3号	史蹟仮指定		新田原古墳群(178基 児湯郡新田村)
昭和6年4月7日	宮崎県告示4号	史蹟仮指定		上江古墳群(96基 児湯郡上江村)
昭和6年8月19日	社兵第1542号	学務部長	宮崎地方裁判所判事	古墳祭ニ関スル件
昭和6年9月23日	宮崎県告示5号	史蹟仮指定		茶臼原古墳群
昭和6年11月1日	宮崎地方裁判所	第1回公判		
昭和7年1月16日	宮崎地方裁判所	第2回公判		
昭和7年2月9日	宮崎地方裁判所	判決		
昭和6年6月19日	乙第6419号	長崎控訴院検事局	宮崎県知事	古墳棺内蔵置物領得品送付書
昭和6年7月15日	乙第5750号	宮崎地方裁判所検事局	宮崎県知事 君島清吉	古墳棺内蔵置物送付ノ件

表1 持田古墳群盗掘事件関係文書発信一覧表

た宮内省に少なからず衝撃を与えたことが推測される。

宮崎県では事件発覚後、1931年(昭和6)2月4日付⁷⁴⁾文部大臣宛電報で約100基以上の古墳盗掘があり、保存のため至急に古墳群の仮指定を行うということに承認を求めている。その結果、同年には川南古墳群(65基)・茶臼原古墳群(49基)・新田原古墳群(178基)・本庄古墳群(33基)・持田古墳群である上江古墳群(96基)などの県内でも大規模な古墳群を県が仮指定している。また事件が明るみに出た1930年(昭和5)12月9日に西都原古墳群(215基)が仮指定を受けている。ただ、古墳群の仮指定については、新聞の第2回公判記事によれば事件後の後追い施策と批判された。

これとともに、盗掘古墳の復旧と臨時の古墳祭を実施するように関係市町村に指示している。また、宮崎県は警察部長・学務部長連名で、各警察署長・各市町村長宛に対し1931年(昭和6)1月に「古墳取締ニ関スル件」を発している。一方、宮崎県警察部も各警察署長宛「古墳取締ニ関スル件」を発し、古墳の保存に留意し毀損や盗掘などに対して取り締まるように通牒している。さらに、古墳の現状を把握すべく同年2月に各市町村長宛に「古墳調査ニ関スル件」として古墳調査を実施するにあたり古墳の現状について照会をかけ、各駐在所巡査にも協力するよう各警察署長に照会している。また、古墳群に

近代古墳保存行政の展開

関係する県内 24 市町村には「古墳ノ保存保護ニ関スル件」として依命通牒を發している。

このように、宮崎県は盗掘事件を重くみて、表 1 のごとく矢継ぎ早に県内各市町村、各警察署に指示している。そして、県内古墳の仮指定、保存のための台帳整備、パンフレットや表示による顕彰、市町村による管理、古墳尊重の啓発を進めた。

4-1-2 阿武山古墳の発見

一方で、1934 年（昭和 9）の 4 月には藤原鎌足の墓かと騒がれた大阪府三島郡奈佐原村（現高槻市）の阿武山古墳が不時発見された。この古墳は阿武山の山頂にあった京都大学地震研究所の地下に実験室を新設する工事中に研究所の志田順博士によって発見された。発見された石室内には夾紵棺が安置されていた。棺内からは玉枕に金糸をまとった男性人骨が出土した。玉枕もガラス玉を銀線で連ねたもので類例のない貴重なものであった。新聞紙上⁷⁵⁾では「金糸をまとう貴人の古墳」の見出しで衆人の興味をおこし、同年 5 月 27 日から 6 月 3 日まで一般公開され 2 万人を数える見学者が集まったと言われている。

この古墳の調査については、調査報告書⁷⁶⁾の執筆者である梅原末治が文中で「学術的の見地からすると、希有の好資料に対する十二分の調査を加え得なかった感がないではない。」と記している。そして、この調査が十分な調査もなく埋め戻された背景には、藤原鎌足説などの貴人説が流布したことから、



図 4 阿武山古墳位置図

国（宮内省・内務省）から中止させられた可能性も考えられる。それは、調査報告書に記されている調査をしていた志田博士の発言内容からも推測される。博士は6月20日の大阪府庁の会議で「余りに科学的な調査は貴人に対する冒瀆である」と調査中止の発言をした翌日に、前日の発言を翻すような「直ちに当面の調査に着手するように慫慂せられた」との梅原の注記からもうかがえる。さらには、警察、憲兵が同年8月11日の埋め戻しの1週間前くらいから阿武山周囲に配置されていた⁷⁷⁾とのことから、当局が古墳被葬者に対し敏感に反応していたと推測される。

4-2 宮内省の通牒

このように不時発見による重要な古墳の発見や盗掘が相次ぐ中、宮内省は地方長官宛に1934年（昭和9）12月27日付宮発第787号「古墳ノ発掘及発見ニ関スル件」⁷⁸⁾の依命通牒を發した。

古墳ノ發掘及発見ニ関シテハ明治七年五月二日太政官達第59号、明治十三年十一月十五日宮内省達乙第三号、史蹟名勝天然紀念物保存法施行令第三条及同施行規則第四条ヲ以テ又古墳関係品其ノ他學術技芸若ハ考古ノ資料トナルヘキモノノ発見ニ付テハ遺失物法及明治三十二年十月二十六日付内務省訓令第九八五号ヲ以テ夫々規定及通達有之右ハ未定ノ陵墓考証上極メテ緊要ノ次第ニ付今後共右諸法令ノ趣旨ヲ嚴守勵行相成苟モ当省ノ承認ヲ經スシテ輕々ニ古墳ヲ發掘セシムル等ノコトナキ様特ニ御取締相成度候

追而偶然古墳ニ掘当リタル場合等ニ在リテハ速ニ貴官ヨリ当省ニ申報何分ノ指令ヲ待チタル上發掘調査其ノ他適當ノ処置相成候様致度

通牒は古墳の取り扱いに関する法令遵守と不時発見時の手続き励行と処置の方法を指示している。

このように天皇家の歴代聖跡顕彰や始祖顕彰にともなって「国民道徳ノ上

近代古墳保存行政の展開

カラ祖先崇拜」に基づく古墳あるいは陵墓の保存のために行政手続きの徹底を促したものと思われる。前述の持田古墳群の盗掘事件でも、担当検事は論告の中で「いやしくも日本帝国国民は祖先崇拜の精神によつて昭和の現在まで保たれている」⁷⁹⁾と述べ、それに反したとして被告人たちに求刑している。

5 諸陵寮考証官の任命と臨時陵墓調査委員会の設置

前述のように宮内省は地方長官に対し、「陵墓考証上極メテ緊要ノ次第」ということで宮内省が未承認の古墳発掘について取り締まるように依命通牒を發している。一方で宮内省は、陵墓治定に関し省内組織の強化を図った。

その一つとして通牒の翌年 1935 年（昭和 10）の 3 月に宮内省官制⁸⁰⁾の第 42 条を改正⁸¹⁾し、陵墓の考証を掌る考証官（奏任官）専任 1 人、陵墓の考証に従事する考証官補（判任官）を新たに設置した。この宮内省官制改正に関する宮内大臣から内閣への照会に関する決裁文書⁸²⁾の中で、未定陵墓数として長慶天皇陵 1、歴代外陵 67、皇族墓 1,451 とし合計 1,519 の数字を出し、考証官設置の理由としている。

官制の改正による考証官の設置とともに、同年 6 月に宮内大臣の諮問機関として臨時陵墓調査委員会を設置した。この委員会は同年 6 月 22 日宮内省達 2 号臨時陵墓調査委員会規定により以下のように位置づけられた。

第二条 臨時陵墓調査委員会ハ陵墓ノ考証ニ関シ宮内大臣ノ諮問ニ応シ
意見ヲ会申ス

宮内大臣必要アリト認ムルトキハ委員会ヲシテ陵墓、陵墓参考地及古
墳ノ考証ニ関シ調査審議ヲ為サシムルコトヲ得

上記のように規定第 2 条で同委員会を宮内大臣の諮問機関であると規定している。委員会の構成は委員長に宮内次官大谷正男、委員は図書頭兼諸陵頭渡辺信・宮内省参事官浅田恵二・図書寮編修官芝葛盛・東京帝国大学教授兼史料編纂官辻善之助・京都帝国大学濱田耕作・東京帝国大学名誉教授黒板勝

美・国宝保存会委員荻野伸三郎・東京帝国大学助教兼帝室博物館鑑査官原田淑人の9名であった。この委員会は1944年（昭和19）2月28日宮内省達第1号で廃止されるまでの9年間存在した。

この間の当委員会の役目について、1935年（昭和10）6月27日の「臨時陵墓調査委員会ニ於ケル宮内大臣挨拶」の中で下記のように宮内大臣は述べている。

－前略－本委員会ニ御諮リ致シマスル事柄ノ大体ヲ申上クレハ長慶天皇ノ御陵ノ調査ヲ主要ナルモノト致シマシテ之ト共ニ其ノ他未タ御治定ニナツテ居リマセヌ御陵墓ニ対シテモイロイロ疑義ノアルモノカ御座イマスルノテ其ノ究明ニ関スル事柄或ハ陵墓参考地ノ調査整理ニ関スル事項等－後略－

番号	諮問内容
諮問第1号	長慶天皇陵ハ如何ニ考証スベキヤ
諮問第2号	淳和天皇皇后正子内親王ノ陵ノ御治定ヲ仰クヘキヤ否ヤ
諮問第3号	淳和天皇皇子恒貞親王ノ墓ノ御治定ヲ仰クヘキヤ否ヤ
諮問第4号	崇神天皇皇子豊城入彦命ノ墓ノ御治定ヲ仰クヘキヤ否ヤ
諮問第5号	大阪府三島郡高槻町今城塚ハ之ヲ陵墓参考地ニ編入スヘキヤ
諮問第6号	埴口丘陵ハ墓ト改メラルヘキヤ
諮問第7号	倉梯岡上陵ハ倉梯岡陵ト改メラルヘキヤ
諮問第8号	後山階陵(尊称太皇太后順子)ハ後山科陵ト改メラルヘキヤ
諮問第9号	後山科陵(醍醐天皇)ハ後山階陵ト改メラルヘキヤ
諮問第10号	紙屋上陵ハ紙屋川上陵ト改メラルヘキヤ
諮問第11号	宇治陵ニ関シ不明ノ事項ハ如何ニ調査考証スヘキヤハ紙屋川上陵ト改メラルヘキヤ
諮問第12号	白鳥陵ニ関シ意見ヲ諮ス
諮問第13号	靈元天皇曾孫日照女王ノ墓ノ御治定ヲ仰クヘキヤ
諮問第14号	後伏見天皇十八世皇孫日尊女王ノ墓ノ御治定ヲ仰クヘキヤ
諮問第15号	畷傍陵墓参考地ハ之ヲ解除スヘキヤ
諮問第16号	郡山陵墓参考地ハ之ヲ解除スヘキヤ
諮問第17号	遍照墓ハ之ヲ皇族ノ墳塋タル墓ノ中ヨリ除クヘキヤ
諮問第18号	了山墓ハ之ヲ皇族ノ墳塋タル墓ノ中ヨリ除クヘキヤ
諮問第19号	東山天皇皇孫尊信女王ノ墓ノ御治定ヲ仰クヘキヤ
諮問第20号	宇多天皇皇孫雅慶王ノ墓ノ御治定ヲ仰クヘキヤ
諮問第21号	順徳天皇皇曾孫志玄王ノ墓ノ御治定ヲ仰クヘキヤ
諮問第22号	龜山天皇曾孫尊親親王ノ墓ノ御治定ヲ仰クヘキヤ
諮問第23号	後伏見天皇七世皇孫日承王ノ墓ノ御治定ヲ仰クヘキヤ
諮問第24号	後伏見天皇八世皇孫任助親王ノ墓ノ御治定ヲ仰クヘキヤ
諮問第25号	景行天皇皇子五十狭城入彦命ノ墓ノ御治定ヲ仰クヘキヤ
諮問第26号	履中天皇皇孫女飯豊青尊ノ墓ノ名称ニ付意見ヲ諮ス
諮問第27号	長慶天皇皇子承朝王ノ墓ノ御治定ヲ仰クヘキヤ

表2 臨時陵墓調査委員会諮問案件一覧表

近代古墳保存行政の展開

臨時陵墓調査委員会による陵墓治定

	決定日	陵墓名	官報告示日	諮問番号
1	1939年 昭和14年10月2日	宇多天皇皇孫 雅慶王墓	同年10月5日	第20号
2	"	後伏見天皇18世皇孫女 日尊女王墓	"	第14号
3	"	龜元天皇皇曾孫 日照女王墓	"	第13号
4	"	東山天皇皇孫女 尊信女王墓	"	第19号
5	1941年 昭和16年4月18日	景行天皇皇子 五十狭城入彦王子墓	同年4月24日	第25号
6	"	順徳天皇皇曾孫女 志玄王墓	"	第21号
7	"	龜山天皇皇孫 尊親親王墓	"	第22号
8	"	後伏見天皇7世皇孫 日承王墓	"	第23号
9	"	後伏見天皇8世皇孫 任助親王墓	"	第24号
10	1943年 昭和18年8月5日	応神天皇皇曾孫 都紀女加王墓	なし	
11	1944年 昭和19年2月5日	長慶天皇嵯峨東陵	同年2月11日	第1号
12	"	長慶天皇皇子 承朝王墓	"	第27号

表3 臨時陵墓調査委員会治定一覧表

委員会の諮問要項は未定陵墓に関する件、第2に治定されている陵墓に関する件、第3に陵墓参考地に関する件についてであり、第一の目的は長慶天皇陵の治定であり、併せて治定された疑義のある陵墓の調査や陵墓参考地の調査に関することなどが諮られた。この時の未定陵墓の数は、考証官設置の理由書の数値とは若干違い皇族墓が1,451ではなく1,449であった。

委員会に対する諮問件数は27件（表2）で、諮問第1号は「長慶天皇ノ陵ハ如何ニ調査考証スヘキヤ」であった。これは同委員会設置の第一的であり、長慶天皇嵯峨東陵が治定された。他に景行天皇皇子五十狭城入彦皇子墓など12ヶ所の墓が治定された（表3）。

Ⅲ 戦時体制下の第Ⅵ期

1 紀元二千六百年

1931年（昭和6）の満州事変からはじまった15年戦争は、1937年（昭和12）の盧溝橋事件を口実による日本軍の軍事行動により日中両国の全面戦争へ発展し泥沼化していった。その翌年の1938年（昭和13）4月1日に戦争遂行のため、国家総動員法⁸³⁾が制定され戦時体制となり、国家のあらゆるものが統制された。

そして、前年にははじめられた戦争遂行のための「精神力発揚に依る時難克服」の国民精神総動員運動が引き続き進められた。そのような中で、前述したように1935年（昭和10）10月1日に「紀元二千六百年祝典準備委員会」⁸⁴⁾が設立され、1940年（昭和15）11月10日の神武天皇橿原宮即位を祝う「紀元二千六百年記念式典」⁸⁵⁾をピークとする始祖顕彰がはじまったのである。

1938年（昭和13）6月には、紀元二千六百年祭奉祝会から文部省に神武天皇の顕彰のために神武天皇聖蹟調査が委託されている。そして同年7月には文部部内臨時職員設置制が改正⁸⁶⁾され史蹟調査事務にあたる属専任2人が増員された。さらに同年12月26日には神武天皇聖蹟調査委員会官制⁸⁷⁾を制定して文部大臣の諮問に応じる神武天皇聖蹟調査委員会を設置した。結果的には1938年（昭和13）度から1940年（昭和15）度で40件の諮問答申がなされ37カ所の聖蹟が文部大臣により決定され、紀元二千六百年祭奉祝会に報告⁸⁸⁾された。この調査事業完了により1941年（昭和16）4月1日、神武天皇聖蹟調査委員会官制は廃止⁸⁹⁾された

このように1940年（昭和15）2月11日には「紀元二千六百年」に関する詔書、内閣告諭号外が出され「紀元二千六百年記念行事」が国を挙げて行われた。特に同年11月10日には宮城前広場で内閣主催の「紀元二千六百年記念式典」⁹⁰⁾が行われた。

また、戦時体制下への突入とともに基本国策要項が同年7月26日に近衛内閣によって閣議決定された。これによれば、「真に肇国の大精神に基づく皇国の国是」「皇国の国是は八紘を一字とする肇国の大精神」としてやはり始祖としての神武天皇を強調することにより、アジア進出、大東亜共栄圏構想を正当化し戦争の遂行を意義づけしている。

このような状況下で1934年（昭和9）の宮内省通牒の6年後、1940年（昭和15）文部省から「古墳等ノ発掘防止方ニ関スル件」の通牒が発された。同年10月25日付発宗第126号で文部省宗教局長名により北海道庁長官並各府県知事宛に「古墳等ノ発掘防止方ニ関スル件」として以下の依命通牒が出されている。

近代古墳保存行政の展開

近時地方ニ依リテハ未ダ史蹟ニ指定セラレザル古墳其ノ他遺蹟ニ付學術調査ト称シテ濫ニ発掘シ或ハ埋蔵物ヲ目的トシテ盗掘スル等ノ事実頻々トシテ行ワレ貴重ナル遺構遺物ノ毀損滅失スルモノ尠カラザルハ史蹟等保存上甚ダ遺憾ナル次第ニ有之ヲ以テ爾今之ガ発掘ノ防止方ニ関シ特ニ左記ニ依リ御取扱相成様致度此段依命通牒ス

記

- 一 庁府県史蹟調査委員等ノ当該吏員史蹟名勝天然紀念物保存法第二条ノ規定ニ依ル調査ノ為古墳以外ノ遺蹟ヲ発掘スル場合ニハ予メ当省ニ打合ヲ為スコト
- 二 古墳発掘方ニ関シ明治七年太政官第五十九号達ニ依リ宮内省ヘ伺出ヲ為シタルモノニ付テハ別ニ当省ニモ打合ヲ為スコト
- 三 相当価値アリト認メラルル古墳其ノ他ノ遺蹟ニシテ発掘ノ処アルモノニ付テハ差当リ史蹟名勝天然紀念物保存法第一条ノ規定ニ依ル仮指定ヲ為シ又ハ府県ノ史蹟名勝天然紀念物保存顕彰規程ニ依リ指定顕彰ヲ為ス等適當ノ処置ヲ講ズルコト
- 四 史蹟名勝天然紀念物保存法施行規則第四条ノ規定ニ依ル申告ヲ励行セシムルコト
- 五 盗掘ニ対シテハ所在市町村等ヲシテ所轄警察官署ニ連絡シテ其ノ取締ニ協力セシムルコト

この通牒は、陵墓行政ではなく史蹟行政から古墳に関する法令手続きの励行を促すものであった。主管が内務省から文部省に移管された後、最初の地方長官宛のものであるとともに、1945年（昭和20）8月15日の戦争終結以前においては唯一のものである。

2 太平洋戦争中の古墳保存

2-1 戦争の激化

1941年（昭和16）12月8日太平洋戦争が始まり、大戦末期の1945年（昭

和 20) 6月1日には戦時緊急措置法⁹¹⁾が制定され、さらなる統制がなされた。

また、国土防衛の名の下に軍事施設や軍需工場が造られ、その建設工事において遺跡が発見され破壊される場合も往々にして起こった。たとえば、静岡県の登呂遺跡は1943(昭和18)年1月に軍需工場造成時に発見され、造成地の部分は破壊された。また、史蹟指定を受けていた北海道のモヨロ貝塚⁹²⁾は1941年(昭和16)8月、海軍施設の建設時において一部が破壊されることも起こった。一方、九州では広範囲で平坦な土地が必要な飛行場建設が進められ、それによって、そこに分布する古墳群が破壊されていった。そのことは、防衛上の国家機密として建設工事自体あまり公にされることが少なく詳細についてわからないことが多い。

そのような中で、陸軍飛行場建設にともない1939年(昭和14)に宮崎県新田原古墳群、1942年(昭和17)から1943年(昭和18)にかけて九州の宮崎県六野原古墳群、続いて佐賀県日立原古墳群が大規模に破壊され削平されるに至ったが、これらは発掘報告書、公文書が一部残されていた。これらの資料をみると、宮内省、文部省、当該県史蹟担当者の努力により、かろうじて発掘調査と改葬が実施されたことがわかる。しかし、その交渉過程をみると調査実施にかかる軍部との折衝の難易度は戦争の激化とともに高くなっていったことがうかがえる。

2-2 手続きの簡素化

戦争が激化した1944年(昭和19)7月にサイパン島が陥落し東条内閣が総辞職した。このような中で、軍事施設の建設にともなう古墳の取り扱いについて、同年10月31日付宮発第396号で宮内大臣から「古墳ノ発掘ニ関スル件」として以下の通牒が地方長官宛に出された。

通 牒

国土防衛上軍事施設構築ノ為緊急止ムヲ得サル場合ニ在リテハ戦時中ヲ限リ昭和9年12月27日附宮内大臣通牒ニ拘ラズ御陵墓ノ伝説アルモノ

近代古墳保存行政の展開

ヲ除キ古墳発掘ノ許可ニ関シ当省ノ承認手續ヲ省略セラレルモ差支ナシ
但シ左記事項厳守相成度

記

- 一 軍事施設構築ノ為ト雖日時ノ余裕アル場合ハ古墳発掘ノ許可手續ハ仍
従来ノ通タルヘキコト
- 一 発掘許可ノ古墳ハ能ク限り改葬スルコト尚主要古墳ハ必ス墳別ニ改葬
スルコト
- 一 発掘改葬ハ現状調査ヲ行ヒタル後ニ着手シ発掘改葬ノ経過ヲ記録セル
コト
- 一 発掘改葬終了ノ上ハ速ニ古墳発見ノ例ニ依ル報告（古墳ノ所在、内外
ノ形状、大サ、埋蔵物ノ名称、種類、品質、数量、形状、模様及口碑
伝説等ノ報告）ト共ニ発掘改葬ノ経過ニ付詳細報告スルコト

「当省ノ承認手續ヲ省略セラレルモ差支ナシ」というように、この通牒の
目的は、古墳発掘における行政手続きの事務の簡素化を掲げている。太平洋
戦争が開始される直前の1941年（昭和16）7月25日に「国政処理ノ戦時態
勢化ニ関スル件」が閣議決定され、さらに1942年（昭和17）6月16日には
「行政簡素化実施要領」が、同年8月7日には「内閣及各省行政簡素化案大綱」
が閣議決定されている。この一連の行政事務簡素化の中で、「内閣及各省行政
簡素化案大綱」に基づいて同年11月1日に史蹟行政を主担していた文部省宗
教局保存課も宗教局と社会教育局の統合による教化局総務課の一係となった。
更に1943年（昭和18）11月1日には教化局が教学局となり文化課の一係と
して史蹟行政を担当するところまで至ったのである。必然的に人員が減少し、
行政事務処理能力が落ちてゆく一方で、事務の簡素化が進んだ。

この内閣に属さない宮内省は閣議決定に影響されないが、戦時体制化にお
ける史蹟行政事務の簡素化は、古墳保存行政を主導する宮内省行政に必然的
に影響を与えたものと考えられる。

そしてこの通牒がだされる1944年（昭和19）10月16日には「国内防衛力

方策要綱」が閣議決定され、以下の方針が示された。

一 方針

国内防衛態勢ノ確立ニ付テハ現下ノ情勢ニ鑑ミ差シ当リ特ニ肝要ナル防衛対策ノ本年内急速遂行ヲ目途トシ之ニ対スル緊急措置ヲ講ズ

さらなる防衛対策が実施されることとなったのである。この情勢下で、飛行場など広範囲での古墳の破壊だけでなく、古墳が軍事関連施設として利用される例が増えたものと想像される。

2-3 古墳の軍事利用

1945年（昭和20）2月に完成した奈良県天理市に作られた海軍大和航空隊基地（柳本飛行場）は、1944年（昭和19）6月のあるいは1944年（昭和19）9月から工事が行われた。そして、この飛行場の周囲にある古墳の墳丘を利用して関連する軍事施設が作られた。この飛行場に関する公文書等の資料はほとんど残されていない。しかし、防衛研究所所蔵の航空隊引渡目録大和基地の項に「砲煩ノ部」として十二糎高角砲が唐古⁹³⁾（現田原本町）と太田（現桜井市）に各六門があり、乗鞍（現天理市付近）に七糎野戦高射砲が四門配置されていたことが記載されている。また附図として「大和航空基地防空砲台及び対空電探位置表示図」が付けられている。この地図は5万分の一のスケールで詳細は判明しないが、基地周辺の高射砲台や電探の配置が示されている。この地図と高射砲の目録、利用されたと思われる古墳の発掘調査報告書から砲台などの軍事関係施設の古墳利用を一部であるが知ることができる。

たとえば十二糎高角砲が設置されていた飛行場南側に位置する太田（現桜井市）の纏向石塚古墳は、発掘調査報告書⁹⁴⁾に「高射砲を設置するために平らにした」という地元の人々話を載せている。また同古墳西北の径15m余りの小丘には、盛土下にコンクリートの土台が残されていて、高射砲台跡と認識された。しかし、最近の石塚古墳の調査では、墳頂部における高射砲台等に

近代古墳保存行政の展開

については不明であると報告⁹⁵⁾されている。地図によればこの付近に25 耗機銃二連装も3基設置されている。さらにその南側には未完成の砲台が描かれている。また、飛行場北東側では七糧野戦高射砲が配置された乗鞍（現天理市付近）にある西山古墳に砲台があったことが天理教2代真柱⁹⁶⁾の記録に記されている。また、この付近には25 耗三連装機銃座が示されており、西山古墳だけでなく付近の小墓古墳や西乗鞍古墳など柚之内古墳群の一部が利用されていた可能性が高い。飛行場東南側の下池山古墳では、1996年（平成8）から1997年（平成9）の発掘調査⁹⁷⁾で、後円部の堅穴石室南西直上から半地下式の通信施設と考えられている遺構が確認されている。また、櫛山古墳の墳丘には軍の物資倉庫が建設され、墳丘の一部が破壊された。この古墳は戦後の1948年（昭和23）に調査、復旧が行われるが、撤去された倉庫跡から石製品の一部や板石が散乱していたと報告⁹⁸⁾されている。また東側に分布する矢矧塚古墳⁹⁹⁾についての調査報告書¹⁰⁰⁾には「墳丘中央部には戦時中の砲台に使用されたコンクリート製の基礎が残っていて墳丘の乱れが顕著である」と記されている。さらに東側ノムギ古墳¹⁰¹⁾南側からは基地関連施設の柱などが発掘調査で検出されており、地図上にはこの付近に13g（十三耗機銃）と倉庫の字が読み取れる。

このような古墳上に高射砲台や銃座が設置される例は、他でも静岡県秋葉山古墳1号墳や宮内省によって仁徳陵古墳の陪塚に指定されている堺市銅龜山古墳や銭塚古墳上にも設置されていたと伝えられている。他にも事例は多くあったと思われるが、軍事機密として扱われるため公文書として残る例は少なく、伝承調査あるいは発掘調査でしか確認する方法はない。

また、これらの古墳利用に伴う軍部から宮内省、文部省に対する行政上の手続きをおこなった公文書等は残されておらず、軍部による祖先崇拜としての古墳に対する配慮の様子はみられない。

結果的に、行政上も国土防衛という名の下に手続きの簡略化が行われ、国家的に古墳の破壊を容認する形となった。現実的には、この1944年（昭和19）10月31日付宮発第396号通牒が出される以前からすでに軍部により行政手続

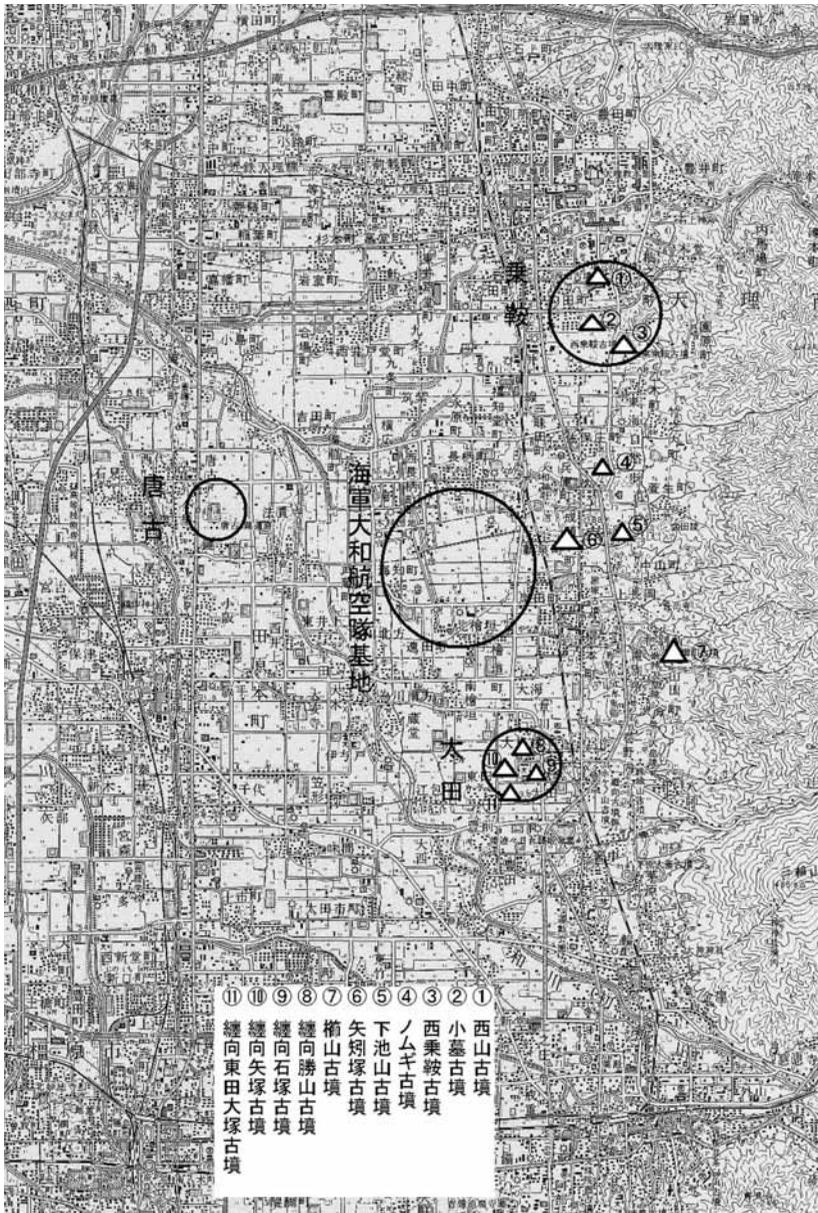


図5 海軍大和基地飛行場高射砲台設置付近古墳位置図

近代古墳保存行政の展開

きを経ずして、破壊された古墳も多かったことは想像に値する。たとえば1942年（昭和17）、陸軍第1気象連隊がおかれた三重県鈴鹿市ではその兵舎建設時に石薬師東古墳群¹⁰²⁾の多数が破壊されたといわれている。

IV 戦争の終結から文化財保護法制定までの第Ⅶ期

1 戦争の終結

ポツダム宣言を受諾して戦争終結を迎えた。1945年（昭和20）8月29日には連合国軍が進駐し総司令部（G・H・Q）による占領統治が開始された。占領統治は帝国憲法による近代天皇制による支配を終わらせた。そして、新憲法発布と民主主義体制のはじまりにより、各種法規と行政組織の整理がなされた。

特に古墳保存行政は、1897年（明治7）太政官達乙第3号、1980年（明治13）宮内省達乙第3号、史蹟名勝天然紀念物保存法を基本法令として進められてきた。しかし、1947年（昭和22）5月3日宮内省は宮内府へ、そして1949年（昭和24）6月1日には、総理府設置法の施行により、総理府の外局としての宮内庁となった。組織変更に伴い宮内省達乙第3号は実効性を喪失した。さらに原則として1947年（昭和22年）12月31日限り¹⁰³⁾でその効力が打ち切られた太政官達第59号もその実効性を喪失したことにより陵墓以外の古墳保存行政は、実質的に文部省の史蹟行政に一元化された。

2 古墳の濫掘防止

そのような中で、戦争の終結、民主化による近代天皇制による皇国史観からの解放は古代史や考古学において顕著であった。各地で遺跡の発掘調査が盛んに行われようになったが、反面規制する法としては史蹟名勝天然紀念物保存法施行規則しかなく、実体としては行政手続きを経ず無秩序な発掘調査が多かったと考えられる。このような状況で文部次官より都道府県知事に対して1948年（昭和23）3月10日発社79号¹⁰⁴⁾で「古墳その他の遺跡の濫掘に

ついて」として下記の依命通達が出された。

終戦以来考古学的調査が盛んになったことは、まことに喜ばしいことであるが、その反面、学術的な目的をもつとは見られない発掘もしばしば行われ、ために、貴重な遺跡や遺構、遺物が毀損され滅失することも少なくなく史蹟保存上遺憾に堪えない次第である。

今回遺跡の濫掘防止について特に連合国最高司令部民間情報教育局宗教及文化資料部美術課係官からも強い要望があったのでその趣旨の徹底を期すると共に学術的方法による発掘についても史蹟保存の立場から一応本省と連絡を取るよう何分のご協力を煩わしたい。又史蹟名勝天然紀念物保存法施行規則第四條の規定によるものを発見した時は現状を変更することなく十日以内に発見の年月日、所在地及び現状等必要な事項を具して都道府県知事に申告することになっているので貴関係の学術研究者等に対しても本規則に関して周知方御取計いせられたくここに命によって通達する。

史蹟名勝天然紀念物保存法施行規則第4条は、新たな史蹟を発見した場合の届出を定めたものであるが、現実的には手続きがなされなかったことを示している。

この内容から、通達はGHQからの強い要望があつてなされたことがわかる。『文化財保護法制定以前の文化財の保護をめぐる座談会』¹⁰⁵⁾の中にもGHQから「いろいろの貝塚が濫掘されるので、濫掘防止の措置をとれという指示があつた」、「どこの遺跡がまた掘られたが、あれはどうか」と電話がかかってきたなどの発言が記されており、占領地の文化財保存に注目していたことがわかる。

この依命通達のだされた年末の12月20日付発社337号で社会教育局長より教育委員会宛¹⁰⁶⁾に「古墳の仮指定について」として下記の通達がされた。

近代古墳保存行政の展開

最近遺跡の発掘が各地で行われこれに伴い古墳の発掘調査も行われているようであるが、この間に無統制なる発掘もあるように考えられ史蹟保存の立場からきわめて遺憾に思われる。この際未発掘のもので比較的重要な古墳とみなされるものは取りあえず仮指定の上保存することが必要であるから貴官下に於いてこれに相当するものは至急手続きをされるよう取計らわれたい。なお古墳以外の遺跡でも重要なものは仮指定をなし極力濫掘防止に努めたいと思うからその点併せてよろしくお取計いされたい。

これは、発社 79 号の依命通達を補完する形でだされたもので、無秩序な発掘から古墳を守るために、指定という行政処分を行うことにより保存を計ろうとするものである。実効性と即効性があり地方庁のある程度の権限で指定できる史蹟名勝天然記念物保存法第 1 条第 2 項の仮指定を活用するように促したものである。この仮指定の活用については 1940 年 10 月 25 日付発宗第 126 号の依命通牒でも通達されている。

この通達が出されて直後から、古墳や古墳以外の遺跡対する史蹟の仮指定が行われた例をみると、1948 年（昭和 23）12 月に岡山県 1 件、1949 年（昭和 24）になって 2 月に奈良県 1 件、7 月奈良県 1 件、10 月には兵庫県 1 件・静岡県 4 件・島根県 2 件、12 月に栃木県 11 件・東京都 1 件と大幅に増えてきている。さらに 1950 年 2 月は岐阜県において 7 件が指定されている。これら 29 件中 26 件が古墳であった。この部分だけをみると通達により地方庁では仮指定を活用して保存を進めていることがわかる。

3 新しい法整備に向かって

戦争終結後の古墳をはじめとする文化財の保存行政は、戦争終結後の経済的混乱などの社会と社会体制の変化や行政効率の低下により、十分機能しなくなっていった。このことから、前述したような古墳の濫掘防止や国宝などの建造物や美術工芸品などの修理も滞る状態であった。

このような中で、1946年（昭和21）8月9日に設置された教育刷新委員会¹⁰⁷は、1948年（昭和23）5月8日付で内閣総理大臣宛に「文化財の保存について－主として国宝等の保存問題－」報告している。この中で、「政府はこれら保存行政関係法令を改正して、」と法整備を促している。文部省はすでに同年1月から4月にかけて、文部省と国立博物館¹⁰⁸関係者の中で史蹟名勝天然記念物をも含めた法規改正を検討していた¹⁰⁹。そして、翌年の3月には文部省は国宝保存法と重要美術品等保存ニ関スル法律を統合し仮称「国宝法」を立案するなどGHQ民間情報教育局美術課に意見を求めていた。この間、同年1月16日の法隆寺金堂壁画の焼失事件が起き、国会ではかねてから文化財に関心を寄せていた参議院文部委員会がこの事件を契機に新たな文化財保護制度の確立に動き出した。そして同年5月21日の第5回国会に「文化財保護法案」が議員立法で提案された。しかし、衆議院を通過する前に国会が閉会となった。そして、法案はさらに修正が加えられ、衆参両院で検討が重ねられ1950年（昭和25）4月25日第7回国会に再度法案が提出され、同年5月30日法律第214号としえ公布され、同年8月29日に政令第276号が施行された¹¹⁰。

従来史蹟を除くと埋蔵文化財に関する規定は古墳と埋蔵物（出土品）以外なかったが、文化財保護法の制定により、古墳以外の遺跡を含め体系的に保存行政が実施されることとなった。

古墳の保存行政は陵墓の治定を第一義としていた近代古墳保存行政が終焉し、新憲法発布、国有財産法と文化財保護法の制定により、陵墓のみを主管とする陵墓行政と埋蔵文化財行政という2極化パラレル化したのである。

まとめ

本論では、1919年（大正8）の史蹟名勝天然記念物保存法制定から1950年（昭和25）の史蹟名勝天然記念物保存法等旧三法の失効までを大きな画期として4期に分けることにより、古墳保存行政の展開を論じた。このことにより、先の3期と併せて行政史的観点から近代古墳保存行政全体を7期に画するこ

近代古墳保存行政の展開

とになる。

1 7期の画期について

この7期の画期について通時的に並べ、古墳保存行政の変遷を整理する。

I期

1868年の明治新政府による新たな行政組織が始動した時から最初の対外戦争である1894年の日清戦争までである。この時期は古墳保存行政の形成期であった。古墳保存行政は陵墓行政における陵墓治定特に天皇陵の治定を最優先にして進められた。それは、伊藤博文の意見にみられるように、条約改正における対外的な国家威信の問題として、すべての天皇陵の治定を急いだのである。そして、1889年(明治22)の崇峻天皇陵の改定をもって天皇陵の治定は終わった。この時期までの陵墓治定においては、治定した陵墓が取消されるなど絶対的なものではなかった。しかし、1889年以降は陵墓の改定取り消しはなく絶対的な陵墓行政が行われた。

一方、陵墓以外の古墳については、太政官達第59号や宮内省達乙第3号によって陵墓が含まれていると思われる未選別古墳を保存する為の行政措置を示した。そして、宮内省による古墳出土品についての独占的収集システムも形成された。

II期

1895年の日清戦後から1904年の日露戦争までである。この時期は、はじめての対外戦争勝利による資本主義の発達による開発が進み未選別古墳の破壊が進んだ。そして、日清戦争の勝利がナショナリズムを高め、帝国主義化とともに排外的な国権拡張が進められた。それに伴い、有識者の中から伝統的な「名所、旧蹟、古墳墓」は「国家の光彩」を放つものとして保存運動が展開され、政府も動き出した。つまり、陵墓行政とは異にする方向でも行政が古墳対し保存措置を講じはじめた。

また、未選別古墳に対する保存措置に対しては「太政官達第 59 号」や「宮内省達乙第 3 号」の手続き励行を促す「明治 34 年内務省訓令」が出され、内務行政からの古墳保存行政への強化が図られはじめた。さらに遺失物法の制定とその手続きを促す「明治 32 年内務省訓令」による古墳出土品の宮内省独占を法令的に強化させた時期でもある。

Ⅲ期

日露戦争後から史蹟名勝天然記念物保存法の制定される 1919 年までである。日露戦争の勝利は、日本の資本主義経済を進展させる一方で農村社会を疲弊させた。そのような中で開発はさらに拍車がかかり、陵墓以外の古墳は消失の危機に向かっていった。

この時期は「名所、旧蹟、古墳墓」にかわり史蹟という用語が用いられるようになり、さらに名勝、天然記念物の用語も加わり、包括的な用語として「史蹟名勝天然記念物」が使用されるようになった。陵墓以外の古墳はその史蹟を構成する要素の一つと位置付けられた。これらの保存について内務省が地方長官会議や訓令、通牒により史蹟保存行政を進めるように警察、地方庁を指導し、地方庁では史蹟調査会や補助金支出などに関する法令が制定された。また、この、日本が対外的にも東アジアに積極的に進出し、植民地統治においても、史蹟（古蹟）保存が唱えられ最初の法令が制定された。

Ⅳ期

1919 年の史蹟名勝天然記念物保存法の制定から史蹟行政の主担が内務省から文部省に移管される 1927 年までである。同法の制定とともに関係法令が整備され、具体的な史蹟行政が内務省によって行われた。そして、第 1 回の指定という行政処分が 9 件の天然記念物に対して行われた。そして第 2 回目の指定された一群が最初の史蹟指定であった。しかし、これ以前にすでに大阪府により同法第 1 条第 2 項による仮指定が行われており、積極的に史蹟指定が進められた。

近代古墳保存行政の展開

V期

1928年に史蹟行政が文部省に移管後から1938年の国家総動員法の制定までである。国宝保存法や重要美術品ノ保存ニ関スル法律が制定され、文化財に関する3法がそろった時期である。古墳保存に関しては宮内省が「古墳ノ発掘及発見ニ関スル件」の通牒を發し、不時發見や發掘に関して手続きを勵行するように指示している。

また、この時期は明治天皇聖蹟史蹟、神武天皇聖蹟、建武中興史蹟など国家戦略のもとに史蹟が指定され、また顕彰されはじめた時期である。このために文部省官制の改正など、組織づくりが進められた。さらに、宮内省は臨時陵墓調査委員会を發足させ、長慶天皇の陵墓治定や陵墓の再編を図ろうとした。

VI期

1938年の国家総動員法の制定から1945年の太平洋戦争の終結までである。国家総動員法の制定により、戦争遂行の為にあらゆるものが軍事優先となるいわゆる戦時体制となる。このような中で軍事飛行場建設に伴う大規模な古墳破壊とそれを追隨するような古墳保存行政が行われた。

VII期

1945年の連合軍の進駐とGHQの占領政策開始から1950年の文化財保護法制定による史蹟名勝天然紀念物保存法の失効までである。戦争終結にともなう占領軍行政下での古墳保存は、それが天皇制と直接関係する陵墓行政による陵墓以外の古墳保存行政は実施上消滅した。もう一方の史蹟行政による古墳保存行政も、学問における観念的な皇国史観からの解放により、実証主義的な手法としての発掘が無秩序に行われ、史蹟名勝天然紀念物保存法にもとづく行政指導が、GHQの指導の下に行われたが、実効性は弱かった。そして戦後、検討が始められていた法整備は、法隆寺金堂の壁画焼失などの事件から一気に進み、1950年の文化財保護法の制定となった。

2 古墳保存行政が課せられた課題

この各7期を行政課題と課題解決のための制度制定や施策の実施から捉えてみると、その大きな画期を成立期、展開期として捉え、さらに展開期の後半を衰退期として認識し、3期に大きく画されると考えた。

成立期

1期からⅢ期が近代天皇制国家の成立とともに、天皇制の浸透と対外的な天皇制国家の威信としての陵墓治定が重要な行政課題であった。この課題は、陵墓を管理する現在の宮内庁にまで引き継がれているといっても過言ではない。

また、ナショナリズムの勃興は、祖先崇拜を我が国の伝統として位置付け、古墳墓を保護し、国光としての国家威信を示すためのものとして顕彰保存することが課題となる。そのための行政制度が整えられるのがこの時期であり保存制度の成立期である。

展開期

Ⅳ期・Ⅴ期は、陵墓行政に加え史蹟行政において史蹟名勝天然記念物保存法という法が整備されたことにより、新たな古墳保存行政が進められた。同法による指定という行政処分による古墳保存が課題となった。この課題に対し、陵墓行政主導で仮指定、指定の行政処分が行われた。この背景には陵墓行政による陵墓治定の過程で生じた治定から漏れた陵墓候補の古墳や陵墓に匹敵する古墳の保存問題の課題解決があった。

また、昭和初期の行政整理による主務省庁の変更が行われたが、古墳保存以外でも文化財保存のための法律が国内だけでなく植民地においても整備され、保存行政制度が整備された。

さらに、大正末期から思想善導という言葉に象徴される国民教化が行政課題となり、祖先崇拜の象徴としての古墳を含む史蹟は国民教育の教育材料として政治的意図により指定顕彰された。また、陵墓行政の主要課題であった長慶天皇陵墓治定を中心とした陵墓治定審査の課題解決として、組織が作ら

近代古墳保存行政の展開

れなど新たな施策が展開された。

このように、この時期は古墳保存行政が制度として機能し、施策が進められる時期であり、展開期としてとらえられる。

衰退期

Ⅵ期・Ⅶ期は戦時体制下での行政簡素化と戦争終結による混乱及び皇国史観からの解放が無届けの発掘を生み古墳保存行政遂行力の弱体化した時期である。戦時体制下において行政簡素化による軍事優先行政の中で、いかに古墳を保存するか。また戦争終結後の混乱期の中で法令手続きを励行させ保存するかが行政課題であった。

この行政課題に対し、軍事優先行政の中で、軍事施設の建設に伴う破壊に瀕した古墳群を記紀記載の古代皇族との関係を強力に示すことにより調査、改葬までこぎつけた古墳群もある。また、戦争終結後の混乱期では、史蹟名勝天然記念物保存法の仮指定の運用を促し、古墳保存を図ろうとしている。

しかし、これらによる古墳保存は行政施策として実効性は低かったといえる。このことは近代の古墳保存行政の衰退期ととらえられことができる。行政課題を解決するには、従来の法体系が機能不全をおこしており不十分である。これを解決するには新たな法体系が必要という認識が育まれた。この認識は、古墳保存行政というよりは文化財行政全般にいえることでもあった。この結果が文化財保護法の制定となった。

謝辞

本論を執筆するにあたり以下の方々のご教示、協力を得ました。あらためて記して感謝いたします。(敬称略)

有馬絢子, 有馬義人, 井上 敏, 池田千尋, 石川 唯, 鎌田和栄, 北川 央, 北崎豊二, 木下雅代, 高木博志, 東 憲章, 山崎和子, 米田文孝

機関

大阪府教育委員会文化財保護課，河内長野市教育委員会，河内長野市市史編集室，宮内庁書陵部，国立公文書館，宮崎県教育庁文化財課，宮崎県国富町教育委員会，宮崎県新富町教育委員会

引用参考文献

- 朝尾直弘ほか編 1994『岩波講座 日本通史 第17巻 近代2』岩波書店
- 朝尾直弘ほか編 1994『岩波講座 日本通史 第18巻 近代3』岩波書店
- 梅原末治 1969『持田古墳群』宮崎県教育委員会
- 大阪府教育委員会 1973『大阪府教育百年史第1巻概説編』大阪府教育委員会
- 大阪府 1936『大阪府史蹟名勝天然紀念物調査報告第7輯』大阪府
- 尾谷雅比古 2008「制度としての近代古墳保存行政の成立」『桃山学院大学総合研究所紀要』第33巻3号
- 尾谷雅比古 2009「淡輪古墳群に対する保存施策－近代古墳保存行政の成立過程－」『日本考古学』第27号
- 菊池実・十菱駿武 2003『続しらべる 戦争遺跡の辞典』柏書房
- 外池昇 2007『天皇陵論』新人物往来社
- 高鍋町史編さん委員会 1987『高鍋町史年表』高鍋町
- 東京国立博物館 1973『東京国立博物館百年史』東京国立博物館
- 文化財保護委員会 1960『文化財保護の歩み』大蔵省印刷局
- 文化財保護委員会 1960『文化財保護法制定前の文化財の保護をめぐる座談会』
- 文化庁 2001『文化財保護法50年史』ぎょうせい
- 宮崎県 1993『宮崎県史 史料編 考古2』
- 文部省 1942『神武天皇聖蹟調査報告』
- 文部省 1945『終戦教育事務処理提要 第一集』文部省大臣官房総務課

近代古墳保存行政の展開

- 文部省 1946『終戦教育事務処理提要 第二集』文部省大臣官房総務課
文部省 1949『終戦教育事務処理提要 第三集』文部省大臣官房総務課
文部省 1950『終戦教育事務処理提要 第四集』文部省大臣官房総務課

註

- 1) 法律第44号 1919年(大正8)4月10日
- 2) 『法令全書』「古墳発見ノ節届出方」 太政官達第59号 1874年(明治7)5月2日
- 3) 『法令全書』「人民私有地内古墳発見ノ節届出方 宮内省達乙第3号」1880年(明治13)11月15日
- 4) 内甲第17号 1901年(明治34)5月3日 内務省総務局地理課長大谷靖, 内務省警保局長田中貴道 庁府県長官宛7
- 5) 内務省訓令第九八五号 1899年(明治32)10月26日
- 6) 「第27回議会上 明治四三年」『帝国議会 貴族院議事速記録27』東京大学出版会
- 7) 1872年7月28日(明治5年6月23日)～1925年(大正14)5月19日紀州徳川家第15代当主 伯爵 貴族院議員
- 8) 慶応元年5月25日(1865年6月18日)～1941年(昭和16)2月18日 田安家第9代当主 伯爵 貴族院議員
- 9) 天保9年8月9日(1838年9月27日)～1916年(大正5)6月22日 長野県出身 博物学者
- 10) 嘉永元年(1848年)11月～1938年(昭和13)3月16日 医学者 貴族院議員 最初の医学博士
- 11) 1899年に東京市麻布区飯倉の紀州徳川邸内に設置された旧紀州藩の蔵書保管の図書館, 1908年から公開され, 各界名士が集まり学術的な講演会などが開催されて文化的サロンの場となった。1924年まで公開された。
- 12) 安政2年10月22日(1855年12月1日)～1924年(大正13)12月8日 旗本早島戸川家最後の当主 詩人 宣教師 南葵文庫
- 13) 文久3年1月5日(1863年2月22日)～1913年(大正2)5月26日 人類学者 理学博士 東京帝国大学教授
- 14) 慶応元年9月10日(1865年10月29日)～1939年(昭和14)6月7日 歴史学者 東京帝国大学教授 貴族院議員
- 15) 1871年7月11日(明治4年5月24日)～1939年(昭和14)7月3日 歴史学者

- 16) 文久3年1月16日(1863年3月5日)～1941年(昭和16)11月14日 大藏官僚
政治家 子爵 法学博士
- 17) 「故徳川公爵保存事業年表」『史蹟名勝天然紀念物』1-5 史蹟名勝天然紀念物保存
協会 1926年(昭和1)
- 18) 丸山弘『『史蹟名勝天然紀念物』の潮流』『復刻 史蹟名勝天然紀念物 解説・総目
次・索引』 不二出版 2003年
- 19) 「史蹟名勝天然紀念物保存協会年表」『史蹟名勝天然紀念物』第11集第2号 史蹟
名勝天然紀念物保存協会 1936年(昭和11)
- 20) 黒板昌夫談「史蹟名勝天然記念物の保護をめぐる座談会」『文化財保護法制定前の
文化財の保護をめぐる座談会』文化財保護委員会 1960年
- 21) 勅令499号 1919年(大正8)12月29日
- 22) 内務省令第27号 1919年(大正8年)12月29日
- 23) 勅令第258号 1919年(大正8年)5月30日
- 24) 1920年(大正9)1月31日決定
- 25) 山口鋭之介「古墳保存の必要」『史蹟名勝天然紀念物』第一巻七号 史蹟名勝天然
紀念物保存協会 1915年(大正4)
内田英二「史蹟名勝天然紀念物保存法解説九」『史蹟名勝天然紀念物』第10集 史
蹟名勝天然紀念物保存協会 1935年(昭和10)
- 26) 1921年(大正10)3月3日史蹟指定, 1925年(大正14)9月21日に陵墓参考地
- 27) 12件であるが行基墓など古墳外の墳墓が4件指定されている。
- 28) 勅令499号 1919年(大正8)12月29日
- 29) 内務省令第27号 大正8年12月29日
- 30) 内務大臣及び宮内大臣の認可制は, 1931年(昭和6)の改正(勅令第240号)によ
り宮内大臣への事前協議制となった。
- 31) 内務省職制及事務章程 1974年(明治7)官符原簿 国立公文書館
- 32) 勅令第2号 1886年(明治19)2月26日
- 33) 勅令第88号 1891年(明治24)7月27日
- 34) 公文類聚・第52編・1928年(昭和3) 国立公文書館
- 35) 行政制度審議会官制 設置(勅令第168号 1927年(昭和2)6月14日)廃止(勅
令223号 1929年(昭和4)7月1日) 公文類聚 国立公文書館
- 36) 閣甲第227号 1927年(昭和2)11月7日
- 37) 「文部大臣請議文部省官制中改正ノ件」1928年(昭和3)11月2日起案公文類聚
国立公文書館
- 38) 勅令173号 1913年(大正2)6月13日

近代古墳保存行政の展開

- 39) 法律第 49 号 1897 年 (明治 30)
- 40) 勅令第 499 号 1919 年 (大正 8) 12 月 27 日 勅令第 285 号改正 1924 年 (大正 13) 11 月 25 日
- 41) 内務省令第 27 号 1919 年 (大正 8) 12 月 29 日
- 42) 勅令第 269 号 1928 年 (昭和 3) 11 月 5 日
- 43) 文部省令第 17 号 1928 年 (昭和 3) 11 月 29 日
- 44) 法律第 49 号 1887 年 (明治 30) 6 月 5 日
- 45) 法律第 17 号 1929 年 (昭和 4) 3 月 28 日
- 46) 1916 年 (大正 5) 7 月 4 日 朝鮮総督府 府令第 52 号。
- 47) 1933 年 (昭和 8) 8 月 9 日 制令第 6 号。
- 48) 1930 年 (昭和 5) 2 月 26 日 勅令第 27 号。
- 49) 1933 年 (大同 2) 7 月 1 日 教令第 56 号 この時点では、執政の教令である。満洲に関しては『満洲帝国現行法令』による。
- 50) 1916 年 (大正 5) 12 月 2 日 関東都督府 府令第 34 号。
- 51) 1916 年 (大正 5) 12 月 2 日 関東都督府 告示第 191 号 関東都督府「関東都督府告示」『史蹟名勝天然紀念物』第 4 卷第 1 号 大正 10 年。
- 52) 1937 年 (昭和 12) 8 月 24 日 閣議決定 国民精神総動員実施要綱
- 53) 大阪府教育委員会 『大阪府教育百年史第 1 巻概説編』 1973 年
- 54) 文部省訓令第 10 号 1933 年 (昭和 8) 4 月 11 日 史蹟名勝天然紀念物調査委員会 規程
- 55) 勅令第 258 号 1919 年 (大正 8) 5 月 30 日 史蹟名勝天然紀念物調査会官制
- 56) 勅令第 118 号 1933 年 (昭和 8) 5 月 19 日 「文部部内臨時職員設置制中改正ノ件」
- 57) 東京朝日新聞 1934 年 (昭和 9) 10 月 7 日
- 58) 1935 年 (昭和 10) 1 月 17 日に妻町奉賛会によって男狭穂塚・女狭穂塚古墳の前に建立された「神武東遷二千六百年紀念祭記念碑」には、10 月 6 日に古墳祭出席者として秩父宮以外に協賛会会長松平頼寿、副会長酒井忠正、宮崎県知事君島清吉、前首相齋藤實、宮内大臣大谷正男の名前が挙げられている。
- 59) 各種調査委員会文書 紀元二千六百年祝典準備委員会原議綴 1935 年 (昭和 10) ~1936 年 国立公文書館
- 60) 閣甲第 11 号 各省大臣宛依命通牒「紀元二千六百年祝典準備委員会会長報告」1936 年 (昭和 11) 2 月 14 日 国立公文書館
- 61) 勅令第 397 号 1936 年 (昭和 11) 11 月 11 日
- 62) 高鍋町史編さん委員会『高鍋町史年表』高鍋町 1987 年

- 宮崎県警察史編さん委員会『宮崎県警察史』宮崎県警察本部 1975年
- 63) 東京朝日新聞 1931年(昭和6)1月28日
同新聞では18名の検事局への送致者数としてあげられている。
- 64) 宮崎時事新聞 1932年(昭和7)1月16日
- 65) 宮崎時事新聞 1932年(昭和7)1月17日
- 66) 宮崎時事新聞 1932年(昭和7)2月10日
- 67) 被告人たちは、上級審に控訴したようで、1933年(昭和8)6月19日付乙第6419号で長崎県控訴院検事局から没収された出土遺物が県に返還されており、裁判は控訴院で確定したと思われる。
- 68) 宮崎県教育委員会『持田古墳群』1969年
- 69) 高鍋町史編さん委員会『高鍋町史』高鍋町 1987年
- 70) 法律第45号1907年(明治40)4月25日 第189条 「墳墓ヲ發掘シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ処ス」
- 71) 法律第45号 1907年(明治40)4月25日 第191条 「第九十一條 第一百八十九條ノ罪ヲ犯シシ死體、遺骨、遺髪又ハ棺内ニ藏置シタル物ヲ損壞、遺棄又ハ領得シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス」
- 72) 宮崎県令第62号 1892年(明治25)11月7日
- 73) 「宮内省諸陵頭より児湯郡上江村・川南村地内古墳發掘につき回答」考11月26日 第140ノ3号 1917年(大正6)11月26日
- 74) 「史蹟仮指定伺(電報)案」1931年(昭和6)2月4日 宮崎県文化財課行政文書
- 75) 大阪朝日新聞 1934年(昭和9)5月4日
- 76) 大阪府『大阪府史蹟名勝天然紀念物調査報告第7輯 撰津阿武山古墓調査報告』1936年
- 77) 高槻史談会 『高槻史談』No.9・No.10・No.13 1982年
- 78) 宮發第787号 1934年(昭和9)12月27日
- 79) 宮崎時事新聞 1932年(昭和7)1月17日
- 80) 皇室令第7号 1921年(大正10)10月6日
- 81) 皇室令第7号 1935年(昭和10)3月16日
- 82) 公文類從 1935年(昭和10)3月16日 国立公文書館
- 83) 法律第55号 1938年(昭和13)4月1日
- 84) 各種調査委員会文書 紀元二千六百年祝典準備委員会原議綴 1935年(昭和10)~1936年(昭和11) 国立公文書館
- 85) 閣甲第11号 各省大臣宛依命通牒「紀元二千六百年祝典準備委員会会長報告」1936年(昭和11)2月14日 国立公文書館

近代古墳保存行政の展開

- 86) 勅令第 482 号 1938 年（昭和 13）7 月 5 日
- 87) 勅令第 784 号 1938 年（昭和 13）12 月 26 日
- 88) 行政文書 学校衛生調査会官制等廃止ノ件 御署名原本 1941 年（昭和 16）
- 89) 勅令 352 号 1941 年（昭和 16）4 月 1 日
- 90) 閣甲第 11 号 各省大臣宛依命通牒「紀元二千六百年祝典準備委員会会長報告」1936 年（昭和 11）2 月 14 日 国立公文書館
- 91) 法律第 38 号 1945 年（昭和 20）6 月 21 日
- 92) 文部省告示第 367 号 1936 年（昭和 11）12 月 16 日指定, 文部省告示第 835 号 1941 年（昭和 16）11 月 20 日一部解除
- 93) 唐子・鍵遺跡の東側にコンクリートの砲台跡が残されている。
- 94) 奈良県橿原考古学研究所編『纏向』桜井市教育委員会 1976 年（昭和 51）
- 95) 桜井市教育委員会『ホケノ山古墳第 2 次調査概要報告書』1997 年（平成 9）
平成 8 年度調査では、高射砲の台座は確認されていない。調査者は「不明」として
いる。
- 96) 森井博之『中山正善天理教二代真柱とスポーツ』三恵社 2007 年（平成 19）
「前略柳本飛行場をねらったかもしれない。西山古墳の高射砲は一発の音も聞かれ
なかった。後略」また、天理市教育委員会が設置した古墳説明版にも高射砲陣地があ
ったことが書かれている。
- 97) 奈良県橿原考古学研究所編『大和の前期 古墳下池山古墳中山大塚古墳調査 概報付著
墓古墳調査概報』学生社 1997 年
- 98) 奈良県教育委員会『奈良県史蹟名勝天然記念物調査報告 桜井茶白山古墳 附櫛山古墳』
1961 年
- 99) 菊池実・十菱駿武『続しらべる 戦争遺跡の辞典』柏書房 2003 年（平成 15）
- 100) 奈良県橿原考古学研究所編『奈良県史蹟名勝天然記念物調査報告第 42 冊 磯城・磐余の
前方後円墳古墳』1981 年
- 101) 奈良新聞 2011 年（平成 23）3 月 12 日
- 102) 鈴鹿市立考古博物館「石棒・和同開珎から鈴鹿海軍備品まで 一寄贈・寄託名品
展-2008.1.12~3.9」『企画展 パンフレット』2008 年 1 月 12 日
- 103) 法律第 72 号 1947 年（昭和 22）4 月 18 日公布 『日本国憲法施行の際現に効力を
有する命令の規定の効力等に関する法律』第 1 条
- 104) 文部省大臣官房『終戦教育事務処理提要第 4 集』1950 年
- 105) 文化財保護委員会『文化財保護法制定以前の文化財の保護をめぐる座談会』1960
年
- 106) 文部省大臣官房『終戦教育事務処理提要第 4 集』1950 年

桃山学院大学人間科学 No. 42

- 107) 勅令 373 号 1946 年（昭和 21）8 月 9 日
- 108) 政令第 8 号 1947 年（昭和 22）5 月 3 日 国立博物館官制 これにより帝室博物館が文部省管轄の博物館となり、国宝及び重要美術品等の調査並びに保存修理に関する調査が文部省から移管された。
- 109) 東京国立博物館『東京国立博物館百年史』1973 年（昭和 48）
- 110) 文化財保護委員会『文化財保護の歩み』大蔵省印刷局 1960 年（昭和 35）